

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則
(林務課)
- ◇告 示 広域連合の設置の許可 (市町村振興課)
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)
土地改良区の役員の就任 (農村整備課)
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)
- ◇公 告 林業改良指導員資格試験の実施 (林務課)

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則
 - 一 受験願書及び履歴書への本籍地都道府県名の記入及び押印の義務付けを廃止することとした。(様式第一号・様式第二号関係)
 - 二 合格証書への本籍地都道府県名の記入を廃止することとした。(様式第三号関係)
 - 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第五十六号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改良指導員資格試験条例施行規則(昭和六十年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

- 様式第一号中「~~深~~」を「~~深~~」に改め、「~~本籍地都道府県名~~」及び「~~⑤~~」を削る。
- 様式第二号中「~~本籍地都道府県名~~」及び「~~⑤~~」を削る。
- 様式第三号中「~~本籍地都道府県名~~」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第三項の規定に基づき、西伯町長、会見町長、岸本町長及び日吉津村長から申請のあった南部箕蚊屋広域連合の設置については、平成十一年七月十九日許可したので、同法第二百八十五条の二第二項の規定により告示する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第四百八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類は、平成十一年九月十九日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 申請のあった年月日

平成十一年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人倉吉水泳協会

三 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大塩 廣幸

四 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市大原五六九

五 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

鳥取県倉吉市を中心とした地域住民に対して、水泳及び水泳競技の普及・技能向上に関する事業を行い、健全な心身の発達を図るとともに、水泳界の発展の基盤をつくることを目的とする。

鳥取県告示第四百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理事 齋木 道好 米子市石井七三七

平成十一年三月三十日就任 任期平成十三年四月十一日まで

鳥取県告示第四百九十一号

次の開発行為に関する工事に完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年三月十二日 鳥取県指令鳥土維第千四百四十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字宮下字御棺場

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣一

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)第2条の規定により、平成11年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成11年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成11年9月30日(木) 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5

鳥取県立県民文化会館第4会議室及び第5会議室

3 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
- (2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について次の項目により行う。

必須項目	林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識)及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

- (3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。
なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。))を除く。以下「大学」という。において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成12年9月29日までに卒業する見込みの者
- (2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号(森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定する教育機関(以下「指定教育機関」という。))において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成11年9月30日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの
ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(以下「高等学校」という。))その他これと同等以上

<p>の教育機関における林業に関する試験研究又は教育 イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術について の普及又は指導</p> <p>(3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による検定（以下「検定」という。）に合格した者で、卒業又は検定合格後平成11年9月30日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者</p> <p>5 受験願書の受付期間 平成11年7月28日(木)から同年8月27日(金)まで（日曜日及び土曜日を除く。なお、郵送による場合は、平成11年8月27日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。）</p> <p>6 受験願書の提出先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林務課（持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書きすること。）</p> <p>7 受験願書の添付書類</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 4の(1)に該当する者にあつては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書</p> <p>(3) 4の(2)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書</p> <p>(4) 4の(3)に該当する者にあつては、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書</p> <p>(5) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）</p> <p>8 受験手数料及び納付方法</p>	<p>受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 なお、既納の手数料は、還付しない。</p> <p>9 合格者の発表等 試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 試験に不正行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。</p> <p>(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定書の用紙は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。 その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。</p> <p>(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林務課（電話 0857-26-7298）又は各地方農林振興局林業振興課に照会すること。</p>
---	--